第81回制度設計専門会合

日時:令和5年1月30日(月) 13:00~15:19

※オンラインにて開催

出席者:武田座長、岩船委員、圓尾委員、安藤委員、草薙委員、二村委員、松田委員、松 村委員、山口委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○田中総務課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視 等委員会第81回制度設計専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただき、誠にありがとうございます。本会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者は受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

また、本日、山内委員、大橋委員は御欠席の予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○武田座長 よろしくお願いいたします。本日の議題は、議事次第に記載した5つでございます。まず、議題1に入る前に、同議題に関しましてオブザーバーの関西電力送配電及び九州電力より、冒頭で発言の申し出があったというふうに聞いております。

まず、両社から発言を頂きたいと思いますが、問題はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、まず関西電力送配電・白銀様より御発言をお願いいたします。

○白銀オブザーバー 関西送配電・白銀でございます。ありがとうございます。

このたび関西送配電において、本来なされているべき託送関連情報へのアクセス遮断に 不備があり、関西電力株式会社の従業員等に情報が漏えいしていたということが判明いた しました。本件は、工事電気事業者間の公正な競争を揺るがしかねない問題であると非常 に重大に受け止めております。小売電気事業者様はじめ関係者の皆様に多大な御迷惑をお 掛けしましたことを深くおわび申し上げます。 今回の件を厳粛に受け止め、本委員会からの報告徴収の御指示並びに立入検査等に関しまして全面的に調査に協力してまいりますとともに、このようなアクセス遮断の問題に関西送配電として気が付くことができなかった根本原因について、今後、本委員会を含め監督官庁の御指導を賜りながらしっかりと掘り下げ、再発防止に全力を尽くしてまいります。申し訳ございませんでした。

私からは以上でございます。

- ○武田座長 続きまして、九州電力・松本様より御発言をお願いいたします。
- ○松本オブザーバー 九州電力・松本でございます。発言の機会を頂き、ありがとうございます。新電力の顧客情報管理に関する内容について、九州電力個社として発言いたします。

事実と原因につきましては、今回、非常災害時等の対応に限って当社及び委託会社社員が利用できることとしている九州電力送配電のシステムを利用し、九州電力送配電が管理する当社以外の小売電気事業者様のお客様情報を当社の社員が閲覧していたことが判明し、電力・ガス取引監視等委員会及び個人情報保護委員会から報告徴収を受けるに至ったものです。

詳細は現在なお調査中でございますが、現時点では、当該情報などを新電力様の顧客獲得に利用した事実は確認できてはおりません。しかしながら、非常災害時の非常時以外で新電力様の顧客情報を含む九州電力送配電が保有する託送関連情報を閲覧し、その結果、競争環境下における電気事業運営に大きな疑念を抱かせるような事態となったことを重く受け止め、深くおわび申し上げるところでございます。

引き続き報告徴収に適切に対応していくとともに、原因究明と再発防止策をしっかり行っていく所存でございます。

発言は以上です。どうもありがとうございました。

- ○武田座長 それでは、チャット欄に中部電力ミライズの石川様より発言の希望がございますので、石川様、よろしくお願いいたします。
- ○石川オブザーバー 中部電力ミライズの石川でございます。新電力等のお客様情報の 不適切な取り扱いについて、中部電力ミライズでも先週末にプレス発表をいたしました。 お時間を頂き大変恐縮でございますが、この場を借りて改めて陳謝申し上げたいと思いま す。

経緯としましては、電力・ガス取引監視等委員会殿より調査依頼及び緊急点検依頼を頂

載したことを受けまして社内調査を進めてきたところでありますが、次の2つの事案が確認されております。1つ目は、中部電力パワーグリッドと共用する顧客管理システムにおいて、所属会社ごとの権限設定マスキングにより閲覧できる項目を制御しておりますが、弊社の画面において新電力等のお客様情報の一部が表示されたままとなっており、弊社の社員がお客様から御契約申込み日の受付時における電気使用場所等の確認にこれを利用していたことが判明しております。また、2つ目につきましては、こちらも弊社の社員が、契約名義の不一致により契約切り替えの手続が進捗しないというお客様からのお申出対応をするために、1名の社員が中部電力パワーグリッドに所属していた際に知り得た中部電力パワーグリッド社員のID、パスワードを用いて契約名義を確認し、対応していたことを確認しております。

いずれも新電力情報を含む中部電力パワーグリッドが保有する託送関連情報を閲覧し、 その結果、競争環境下における電気事業運営に疑念を抱かせるような事態となったことを 弊社として大変重く受け止め、深くおわび申し上げたいと思っております。本件に対しま して、1月27日に電力・ガス取引監視等委員会殿及び個人情報保護委員会殿から報告徴収 を受領いたしております。今後、報告徴収に適切に対応し、真の原因の追求を掘り下げ、 再発防止策に徹底的に努めてまいります。貴重なお時間を頂き、ありがとうございました。 〇武田座長 それでは、議題に進みたいと思います。

まず、議題1「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案について」、これは報告事項となりますけれども、事務局から説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、ネットワーク事業監視課のほうから、「一般送配 電事業者による非公開情報の漏えい事案について」ということで御報告いたします。

2ページ目ですけれども、まず、そもそも規制が設けられた経緯ですけれども、2000年 3月の特別高圧の自由化後、自由化範囲を段階的に拡大していく中で、小売部門の公平な 競争を促進するため、2003年以降、送配電部門へのいわゆる行為規制を導入しております。

送配電部門の中立性確保を更に徹底するために、2020年4月には送配電部門の発電・小売部門からの分社化、いわゆる法的分離を義務付けるとともに、行為規制遵守のための体制整備を義務付けております。具体的には、情報システムを発電・小売等と共有する場合には、アクセス制限やアクセス者の識別等の措置を講ずることということになっております。

こうした中、昨年末、関西電力送配電から託送業務で知り得た新電力の顧客情報が関西

電力側から閲覧可能になっており、多数の関西電力社員、委託先の営業部門の方から閲覧 可能になっているという一報があったところであります。

3ページ目は、一般送配電事業者に対する行為規制ということで、これは2017年10月の制度設計専門会合の資料を一部加工したものであります。下のオレンジの囲みにありますが、送配電業務に関する情報が発電・小売電気事業者等に流出するおそれが生じないように、情報管理体制の整備を求めております。物理的な隔絶、情報システムの論理的分割あるいは物理的分割、情報の適正な管理に係る規定の整備、情報管理責任者の設置、従業者の教育等の措置を講じるということになっております。

4ページ目は一般送配電事業者に対する義務ということで、第23条、それから第23条4にそれぞれ規定があります。23条では第1項第1号におきまして、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報等を目的以外の目的のために利用、または提供することをしてはならないとしております。

また、23条の4におきましては、そうした情報を適正に管理し、その業務の実施状況を 適切に監視するための体制の整備、その他の必要な措置を講じなければならないとしてい るところです。

5ページですが、23条の3ということで、一般送配電事業者の特定関係事業者ということで、グループ内の小売電気事業者も含まれますけれども、次に掲げる行為をしてはならないとなっておりまして、先ほど申し上げた第23条第1項各号に掲げる行為を一般送配電事業者に対して要求、または依頼すること、これは禁止されております。

6ページ目ですけれども、西村経産大臣も本年1月23日の閣議後記者会見でここに掲げられているような発言をされておりまして、顧客情報の適切な管理、小売への情報遮断、これはまさに一般送配電事業者の電気事業法上の義務であり、中立性、公正性の土台であるということで、一般送配電事業者の保有する顧客情報が不適切に閲覧されたとされる今回の事案については、小売電気事業者の公正な競争を揺るがしかねない極めて遺憾なことと述べられております。

7ページ目ですけれども、電力・ガス取引監視等委員会からは各社に対して緊急点検をお願いしているところです。1月13日に電力・ガス取引監視等委員会委員長名にて緊急点検を求めておりまして、先週27日までの状況報告を求めました。どのようなことを求めているかということですが、まず一般送配電事業者に対しましては、託送業務システムの利用ログの解析、そうした利用ログを定期的に解析できる体制の構築。それから、新電力の

顧客に係る情報にアクセス可能なPC端末の管理状況の確認。それから社員等に対する周知・研修。それから物理的隔絶及び情報遮断の具体的な方法を事務局まで報告していただくこと。それから非常災害時対応業務の委託に関する対応について、確認の上、報告いただくことというようなことを求めております。

また、みなし小売電気事業者に対しましては、自社の社員等において新電力の顧客情報 を閲覧したことがある社員等がいるかどうかの確認。それから社員に対する行為規制の周 知・研修の緊急実施。非常災害時対応業務の受託に関する対応の確認などをお願いしてお ります。

なお、これは12月27日に電力・ガス取引監視等委員会の事務局から各社に対して調査を 求めていたことを更に追加して、電力・ガス取引監視等委員会委員長名でお願いしている ものであります。

8ページ目ですけれども、電力・ガス取引監視等委員会における対応状況についてということで、現在、これまでのところ、5社に対して報告徴収等を実施しております。

まず、関西電力送配電及び関西電力に対しましては、事案についてはそれぞれプレスリリースで掲載している内容を書いておりますので簡潔に書いておりますけれども、両社併用の託送システムのアクセス制限の不備などによって、新電力の顧客に係る非公開情報が多数の関西電力社員により閲覧されていたということでありまして、昨年12月27日に報告徴収を行いました。1月13日には回答を受領しておりますけれども、本年1月24日から25日の2日間にわたりまして両社の本店に立入検査を実施したところであります。今後の対応については、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会において追加調査や調査結果を踏まえた対応を議論することとしております。

次に、東北電力ネットワーク、東北電力の小売部門ですけれども、こちらは事案の概要ということで申し上げますと、東北電力ネットワークの端末管理に不備があり、小売電気事業を営んでいる東北電力の営業所内で閲覧可能な状態になっておりまして、実際に東北電力の社員の方から閲覧されていたというものであります。これは本年1月13日に報告徴収を実施しましたが、週明けの16日に事務局において現地調査を行っておりまして、報告徴収の第二弾も実施しております。両方の報告徴収に対する回答を先週金曜日に受領したところです。こちらも今後の対応は、関西電力と同じになっております。

九州電力送配電、九州電力の小売部門の関係ですけれども、こちらは非公開情報につきまして、九州電力送配電が九州電力に非常災害対応ということの関係で貸与、または利用

可能な状況に置いていた端末から九州電力の方が非公開情報を閲覧していたというものであります。これにつきましては1月18日に報告徴収を実施し、締切りは今週金曜日となっております。対応については、まだ報告徴収の回答を受領しておりませんので、受領を待って電力・ガス取引監視等委員会において追加調査等の対応を議論するということになります。

四国電力送配電につきましても、九州電力送配電と似たような非常災害時対応の話でございますけれども、四国電力送配電が四国電力に付与しているアクセス権限を用いて、四国電力の社員の方が顧客情報を閲覧していたというものでありまして、1月20日に報告徴収を実施しましたが、これは2月3日金曜日締切りであります。回答受領を待って、本委員会において必要に応じて追加調査、調査結果を踏まえた対応を議論することにしております。

中部電力パワーグリッドにおきましては、一部画面のアクセス制御の不備によりまして、中部電力ミライズ側で顧客情報が閲覧可能になっていたというものであります。これは先 週金曜日に報告徴収を実施しまして、締切りは2月10日になっております。これも報告徴収の回答受領を待って、本委員会において対応を議論することになります。

9ページですけれども、電力・ガス取引監視等委員会が今回行っている報告徴収あるいは立入検査の関連規定について記載しております。

10ページですけれども、先週末に回答期限を設定しておりました緊急点検指示に関する各社からの回答です。各社からの回答については事実関係を精査する必要はあるというふうに思いますけれども、現時点で報告を受けている内容を申し上げますと、北海道電力ネットワーク、北海道電力小売部門それぞれから特段の問題なしという報告を受けております。

東京電力パワーグリッド、東京電力エナジーパートナーも同様であります。

北陸電力送配電、北陸電力の小売部門からは、北陸電力送配電の従業員以外の者が、つまり小売部門のほうから新電力の顧客情報にアクセスした事実は確認されなかったと。一方で、FIT区分が送配電買取りである需要家の契約者名が、マスキング漏れのような形で閲覧可能な画面に一時的に表示されていたということが判明したということであります。ただ、現時点でこの画面を閲覧した人はいなかったとも同時に伺っております。解析期間2週間程度のことではありますが、この間については少なくとも閲覧した人はなかったということを伺っております。

中国電力ネットワーク及び中国電力でありますけれども、災害時対応のために新電力顧客も含め契約者名、電話番号等を中国電力コールセンターに閲覧可能としていましたと。ところが、災害時以外の場面においても中国電力のコールセンターが閲覧しているという事案がありました。これが事案の1であります。それと重複もするんですけれども、営業システムの一部画面においてマスキングが漏れておりまして、中国電力の一部社員が新電力顧客情報——ただ、これは契約者名、住所、電話番号ということだそうですけれども、これを閲覧できる状態になっていたと。

それから、これは事象1のバリエーションのようなものですが、システム障害時にバックアップとして使用するシステムにおいて、中国電力のコールセンターでも新電力顧客情報を閲覧可能とする仕組みになっていたところ、中国電力のコールセンターで非公開情報に常時アクセス可能な状態であるということを確認したと。

3つ目の事象は、実際の閲覧は現時点では確認されていないということでありますが、 閲覧可能な状況であったということであります。

沖縄電力及び沖縄電力の小売部門につきましては、新設の需要地点に関する情報、契約者名、連絡先の符合化が漏れており、小売側に閲覧可能な状態となっていたと。こうした報告を受けております。

11ページですけれども、今後の方針ということでありますが、今後、各事案につきましては報告徴収及び立入検査の結果得られた回答や情報を精査いたしまして、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会において追加調査や調査結果を踏まえた対応を議論することになります。

確認された事実関係を踏まえまして、制度面への示唆につきましては、本委員会の方針 もございますが、随時、事務局から制度設計専門会合に報告し、議論を頂きたいと考えて おります。

私のほうからは以上です。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様から御質問、御発言いただきたく存じま す。御発言の希望がありましたら、チャット欄でお知らせいただければと思います。

それでは、二村委員、お願いいたします。

○二村委員 御指名ありがとうございます。御報告ありがとうございました。

この問題には、報道されたときから非常に注視をしておりました。今ほど報告の中にも

ありましたけれども、電力自由化の原則である配送電部門の中立性を損なう大きな事態だ ということを、ぜひ関係者の皆様には御認識いただきたいと思います。

今の報告の中で、閲覧できるようになっていたということに加えて、実際にやはり閲覧されていたという報告が何件かありました。そういうことであれば、その情報は何らかの形で利用していたと考えざるを得ないと思います。特に電力会社の皆様には、重大な違反であるということ、電力自由化の前提条件を崩すものであるということを認識していただく必要があると思います。

特に、一つの例ということになってしまいますけれども、関西電力に対しては、昨年の11月に大阪の消費者団体が経営についての質問をしており、その回答の中で、「代理店契約の締結先に対して関西電力が保有する顧客情報を提供していますか」という質問に対して、「そういったことはしておりません」と回答をされていたということが公表されております。しかし、情報漏えいのこの事案においては、委託先の関係者の顧客情報を閲覧しているようなレベルだったということになります。こういうやり取りを見ますと、この問題は本当に真摯に捉えられているのかということを疑問に思ってしまいます。

ぜひきっちりと認識をしていただきたいということと、この件について、監視委員会が どういうふうにこれまで認識されていたのか。新電力などから、以前からこうしたことに 関する訴えだとか情報提供がなかったのかということは、ぜひ検証をお願いしたいと思い ます。

最後に、送配電部門の中立化ということをうたっているわけですけれども、こういう状態が常態化してしまうようであれば、今の法的分離では不十分ということになるのではないかとも思います。電力自由化の制度検討の際には所有権分離ということも検討されたはずですので、そういったことについても改めて視野に入れる必要があるのではないかなと考えております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、松村委員、お願いいたします。

○松村委員 松村です。スライド8について、意見と質問があります。1つは、これから報告徴収で回答を受け、本委員会のほうで精査するということなので、それを待ってからコメントすべきだと思いますが、その精査の際には2つの点は区別していただきたい。 1つは、例えば送配電部門に大きな過失があったという側面と、ある意味で過失では済ま ない、故意の部分は明確に整理した上で考えていただきたい。

例えばマスキングのやり方というか、特定の操作をするとマスキングが外れてしまうような、思いもしないシステム上の不備があったというのは、それはわざとやったのではなく本当に過失だったという可能性はあると思います。しかし、小売部門がそれを見て、それはまずい状況なのは当然知っているべきだし、それ知らない者は電気事業者として失格だと思う。それを見て、「これが見える状態になっているのはまずいんじゃないの」とすぐに送配電部門に連絡し、送配電部門が可及的速やかに対応した結果として悪影響がなかったとすると、それは本当に文字どおり過失だけの問題であると思います。見えるようになった状態がまずいのは、当然に小売部門は分かっているわけで、にもかかわらず送配電部門に教えなかったというのは、これは故意と考えざるを得ない。相当に深刻な問題だと思っています。この点は過失も故意も一緒にして、問題がありますという一言で済ませないように。故意については相当深刻に捉えて対応していただければと思いました。

それに関して質問です。中部電力のところの事案概要で、先ほど石川さんが御発言になった、あるいは新聞報道などで出ているものと少し距離があるようにも感じた。新聞報道などによれば、あるいはホームページの発表によれば、あるいは今の御発言によれば、元送配電部門の社員が小売部門に移って、不正にアドレスを利用して情報を見たケースがある。この資料に書かれている中部電力の事案だと、単なる過失かもしれないのですが、ここに書かれていない、先ほど言った件は明らかに故意。しかも相当に深刻。送配電部門から小売部門あるいは発電部門に人事異動で移ることについては、相当に緩い規制になったと私は認識している。それはきつい規制を課すことによる弊害を十分考慮した上で、ある種の倫理観に期待してかなり緩い規制になったと思っている。それが完全に裏切られた事案。故意の中でも相当に悪質なのではないかと、説明だけ聞く限りでは思われるもの。

それを利用したのが、営業に使ったか使ってないかにかかわらず、元送配電部門にいた 地位を利用したというのは、今まで出てきたものの中で最も深刻な事案の一つのような気 がする。それがちゃんと書き込まれていないのは、この時点ではそのことは分かっていな かったから書き込んでいなかったのか、あるいは実際に営業に利用したわけじゃないから 大したことではないと監視等委員会が思っているのか。もし後者だとすると相当に深刻だ と思います。対応としても、そのような人事異動の規制は今のままでいいのかという点に も関連する、とても重要なことなので、この点については決して軽く見ることなく、監視 等委員会でも他の事案と比べても相当に深刻な問題と受け止めて、きちんと対応していた だければと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

質問につきましては、後ほどまとめていただくとさせていただきたいと思います。 それでは、草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 草薙です。ありがとうございます。私は周知・研修の件で申し上げたいと 思います。

冒頭に3つの事業者から前もってお話を頂いて、更に事務局から丁寧な説明があったというふうに思っております。その点は感謝します。ただ、そもそもこの資料3のスライド3番の従業者の教育とも関わるようなことでもありますし、今回は7番のスライドの状況からも、また新聞報道などでも、こういった漏えい事案を起こされた事業者というのは、社員向けに周知する姿勢を示し、しっかりとした研修をされるということだと理解しております。そういった研修を、監視等委員会に内容としてどういうものなのかということを逐次報告いただくということがどうしても大事ではないかというふうに思います。

それほど悪いことだと思っていなかったという社員がいるのではないかということを思 わせる新聞報道もございます。悪気がなかったというような言い訳は通用しないという意 識の徹底をよろしくお願いしたいというふうに思います。

研修内容をしっかりとしていただくということは当然であって、今回しっかりやりましたということで監視等委員会にも報告したから安心できるというような状況ではないという認識の下で、更によい研修をしていくというふうに改良を加えていって、今回限りのこととせず、引き続き適宜研修を実施していただきたいというふうに思っております。願わくば、全ての一般送配電事業者に、これを機によい研修をしっかりとやっていって、社員意識の改革につなげていくということに尽力していただきたいと願っております。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。今回の件は、公正な競争環境や制度に対する信頼 を損なうものであって、非常に重大な事態であるというふうに受け止めております。

法的分離がなされたといいましても、同一グループ内、またはよく見知った仲ということもありまして、この点に関する法令違反、情報取り扱いに関して心理的なハードルが現

場において非常に低かったということなのではないかと思います。松村委員からも御指摘 ありましたとおり、本件が故意なのか過失なのかというレベルでは峻別して議論をすべき というふうに思いました。

また、情報遮断については行政監査項目ではあると思いますけれども、今回違反があった各社においては、監査の対応においても過去にきちんと真摯なものであったのかどうかという点からも、ぜひ一度検証をしていただきたいと思いました。

いずれにしましても、早急な事態の解明と改善、再発防止の徹底を頂きたいと思います。以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員 圓尾です。本委員会でも同じ趣旨のことを申し上げていますが、私も、一般送配電事業者が情報遮断できなかったことと、小売側で情報を受け取った社員が違法性を認識しながらも使ってしまったこと、両方すごく重大なことですが、松村委員や松田委員もおっしゃっていましたけれども、違法性を認識しながらこれを使った小売部門のほうが、私はより重い話なのだと思います。関西電力が1月13日に出されたプレスを見ると、情報を受け取った社員の中で、電気事業法上は問題になり得ると認識していた社員が42.7%もいるのです。にもかかわらず、ここまで何のアクションも社員が執れなかったのは非常に重い話だと思います。研修の話もそうですし、会社全体でコンプライアンス意識がないと言われてもしようがない状況だと思います。

もう一つの問題は、鍋島課長から御説明いただきましたが、御覧になって分かるとおり、一般送配電事業者が情報遮断しなければならないことに関しては、すごく細かい取り決めというか条文があって行為規制があるわけですけれども、じゃ受け取ったほうはどうなのかというと、5ページに書いてある行為規制しかないのです。我々、金融で日々仕事をしている立場からいうと、情報遮断はエラーが起きるのは想定の範囲内であって、そのエラーによって、例えばエレベーターの中の会話を聞いてしまったとか、聞いちゃいけない情報を偶然に聞いて取得した場合でも、それを使うと逮捕されるのです。ですから、ものすごく厳しい規定が決められています。情報を送配電事業者が漏らさないということを前提にし過ぎてしまってはいないか、罰則も含めた法律の立てつけについても、分析した上で、もう一回議論しなきゃいけないのではと思っております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、竹廣オブザーバー、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー 竹廣です。本件につきましては、小売事業を担う者として大変ゆゆしき事態だというふうに認識をしております。エネ庁さんの審議会におきましても弊社から申し上げさせていただきましたけれども、過去のこの会合でも行為規制については何度も議論がなされて、施行規則ですとか省令ガイドラインで対応してきたにもかかわらずこのような事案が発生したということで、本当に残念に思っております。

今日の資料で7ページにございますように、一般送配電事業者に対する緊急点検指示の みならずみなし小売の事業者の方々に対しても点検指示が出されているとおりでございま すが、新規参入、新電力から見ますと競合事業者となりますみなし小売事業者側の閲覧さ れていた方々の意識ですとか認識がどのような状況で、どういった目的でこの情報を長ら く閲覧されていたのかということでしたり、各社内でどのレベルの方々が認識をされてい かのか、いないのかといった点がしっかりと明らかにされない限りにおいては、その後の 対応策というものが十分なのかどうかといったようなことも判断ができかねる事態かとい うふうに思っています。

また、少なくとも現時点では、例えば弊社のどのお客様の情報が閲覧されていたのか、いないのかも含めて把握できていない状況にありますけれども、先ほど圓尾委員からもございましたとおり、新聞報道ですとか各事業者の報告によりますと、社員の半数の方々が事業法違反になり得ると認識した上で顧客情報を閲覧されて、1割の方々の社員さんは、そのお客様への提案活動を行うために能動的に閲覧されたというふうにも記載がなされていました。情報入手までのプロセスでしたり入手後の活動の内容も含めて、その行われた行為に対して各種法令の観点から御確認を頂いて、まさに仕組みの構築と規律の確立に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。——ありがとうございました。 それでは、事務局からコメントありますでしょうか。

○鍋島NW事業監視課長 御指摘ありがとうございます。事務局といたしましても、本 委員会の指示を仰ぎながら事案の解明、再発防止策の点検、様々な点にこれから取り組ん でまいります。委員の先生方から御指摘いただいた点について、現時点でお答えできる範 囲についてお答えいたします。

まず、これまで電取委の側でどういうふうなことをしていたのかということについて二村委員から御指摘を頂いておりますけれども、ここにつきましては、私たちも監査を毎年行っております。監査におきましては、アクセス制御ができているということも調べるポイントの一つとなっておりまして、現地の監査におきましてネットワーク側の方の権限を持っていない方にログインをしていただいて、ログインができないという仕様になっていることを現場で確認しております。また、ログがきちんと取れるということについても確認をしておりまして、ログがきちんと吐き出されていることを確認し、内容について質問するといった対応を行っております。

ただ、今般こういうふうなことがあったということは、例えば関西電力のケースでいいますと、送配電側はシステムについてアクセス制御はできているというふうに考えていたわけですが、小売側からは閲覧可能になっていたということですので、私たちも送配電会社の監査において、小売側のほうにまで行って閲覧の可能性について確認するということはしていなかったと。ただ、仮にしていたとしても、数百の画面の中からピンポイントでこれを見つけ出すことができたかどうかは分からないところですけれども、そういうことがありました。

またログについては、ログが取れるということは確認しておりましたけれども、ログを解析して小売側の社員のログが含まれていないかどうかを実際に解析するというところまでは、監査においてはしていなかったというようなところであります。そういうところはございます。ただ、そういうところはございますが、ログをきちんと取れるということがありまして、今般、緊急点検におきまして送配電事業者に実際に解析をお願いしたところ判明した事案も幾つかございます。

松村委員から御指摘のあった中部電力のケースにつきましては、この事案の概要が短く書き過ぎていまして、確かに事案としては2つ含まれています。後者のID、パスワードを若干借用して、それで閲覧したケースについてまでは資料で言及しておりませんが、実際の監視等委の会見等の場での説明では、そういう事案があることも報道陣には説明をしております。実際の事案、状況についてよくよく確認した上で、今後の対応を考えていきたいと考えております。

なお、この事案につきましては、確かに非常に特殊でありますけれども、ID、パスワードを借りたということでいいますと、普通のパソコンでいうとメールなんかも全部見え

るような、他人のパスワードをそのまま使ったというようなケースだと聞いておりまして、 確かに悪質といいますか変わった事案であります。事案の影響、状況等々についてはよく 調べていきたいと考えております。

それ以外も含めまして御指摘を様々頂いております。こういう閲覧がありながら、どうしてそれを送配電部門の側に伝えなかったのかというところも当然調べていく事項だと思います。報告徴収という形で、文書の形で頂いていることもございますし、立入検査のような形で、現場に行きまして閲覧された方から直接お話を伺うということもございます。いろいろな方法を組み合わせまして、一体何が起こっていたのかというところについて事案の解明を進めていきたいと考えております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会で調査などの 対応を今後行っていくということになりますけれども、事務局から説明がありましたよう に、制度面等の対応につきましては本専門会合で検討していくということもあり得るかと 思います。その際には、ただいまの委員、またオブザーバーからの御意見等踏まえて、事 務局で周到に準備などを進めていただきますようお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題2「発電側課金の詳細設計について」 に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料4につきまして事務局から御説明いたします。 2ページ目ですけれども、発電側課金ですが、発電側課金につきましては系統の効率的な利用、再エネ導入拡大に向けた系統増強を行うために、発電事業者に一部の負担を求めていくというものであります。エネ庁の審議会におきまして議論がなされておりまして、中間取りまとめ案につきましては今月25日までパブリックコメントが掛けられておりました。今後、取りまとめが実施される予定と認識しております。前回も詳細設計を御議論いただきましたけれども、本日は、割引制度、調整措置を踏まえた課金の扱い等の詳細設計につきまして議論いただければと考えております。

3ページ目ですけれども、発電側課金につきまして概要ですけれども、費用の一部を、 大体1割程度ですけれども発電側から徴収するというものであります。

4ページ目以下ですけれども、まず最初に単価の見直し時期等についての論点です。単 価の見直し時期ですけれども、基本的には定期的に見直すということになっておりますけ れども、託送料金制度と密接に関わるということで、基本的には5年を単位として見直すということにしてはいかがかと考えております。ただし、託送料金の第1規制期間は23年度から27年度ということなので、発電側課金につきましても第1期間は24年度から27年度といたしまして、託送料金と同じタイミングで見直すということにしてはいかがかと考えております。

割引制度における割引額、割引対象地域も5年で見直すということであります。割引対象地域の判定に当たりましては、変電所については若干供給計画の中で記載されているのが、1年目、5年目、10年目と決まっているというようなところがありまして、供給計画で参照できる情報を基に判断をするということにしてはどうかと思います。それが1年目というよりはむしろ5年目のほうがよいのではないかというふうに考えております。

6ページ目は課金額の算定方法ですが、これまで御説明していた内容ですので割愛いた します。

7ページ目は割引制度の概要ということで、割引A、Bということで基幹系統、特別高 圧系統それぞれ影響額を勘案して割引をするということになっております。

8ページ目ですけれども、若干かなり技術的なことではありますけれども、一部のエリアにおきましては発電所が2つの――エリアというか、一部の場所におきましては発電所が2つのエリアにつながっているような場所がございます。イメージ図で言いますと発電所としては65万kWなんですが、Aエリアにも65万kW送れ、Bエリアにも全部ではないんですけど45万kW送れるということだと、送れる量としては、全部合わせると発電所の設備容量を超えて110万kW送れてしまうということになります。ただ、発電所としては65万kWなので、110万kWの料金を請求すると、それはさすがに過大であるということで、これはAエリア、Bエリアの最大受電電力量に基づいて按分をするということにしてはどうかと考えております。

9ページ目以降は割引制度に関する論点です。

まず10ページ目ですけれども、異なる基幹系統、先ほどはエリアでしたけど今度は基幹系統に連系する発電所ということで、発電所の中にユニットがいろいろありまして、違う基幹系統につながっているというふうなこともあると。これについてはどういうふうに勘案するかと、割引価格を計算するかということですが、それぞれの基幹系統に連系する発電設備容量を基に基幹系統ごとに課金対象kWを算出・按分するということとしてはどうかと考えております。それぞれの基幹系統につながっている量に応じてということでありま

す。

11ページ目以降ですけれども、調整措置を踏まえた課金の扱いということで、12、13ページは参考、過去の資料ですので、14ページを説明しますが、バイオマス混焼につきましては、FIT認定を受けたバイオマス発電設備につきまして全量バイオマスというものばかりでありませんで、投入比率に応じてFITによる売電量として計上しております。FITの買取りは、バイオマスの投入量が10のうち5でありましたら、発電された電気の半分だけがFITによる買取り対象というふうになっております。ということで、発電側課金につきましては既認定FITに対して課金しないということでありますが、バイオマス混焼につきまして課金しない部分というのは、バイオマス比率の実績などを見ながらFITじゃない部分について課金をするということにしてはどうかと考えております。

15ページですけれども、これも若干テクニカルでありますけれども、調整措置等踏まえた課金単価設定方法ということで、全体的にFITだとかそういうものを勘案して、どれくらいをkW単価にしていくかとかkWh単価にしていくか、全体の計算におきましてどういう計算をするかですが、ここの図に描いてあるような形にしてはどうかと考えております。つまり、最初に上位系統の固定費から発電側部分を抽出するんですけれども、その際はここの図に描いてあるように、固定費×想定発電kW+想定需要kW分の想定発電kWとするときに、FIT分を含めたり含めなかったりする。ここの図に描いてあるような方法を使って、まず発電側負担金部分を割り出すと。それが終わりましたらステップ2のほうに行きまして、発電側負担をまず1対1で按分して、kW原価とkWh原価を全体で作りますけれども、それを想定発電kWとか想定発電kWhで割るときにFIT/FIPは含めないということでkW課金単価を作ると、こういうことにしてはどうかと考えております。

16ページですが、揚水発電や蓄電池ですけれども、これも先ほどと全く同じようなことでありまして、ただ、ここは揚水につきましては取り扱いとして、先ほどは計算式のところで固定費×想定発電kW+想定需要kW分の想定発電kWという点について、FIT部分は分子のところは含めないとしておりましたけれども、揚水発電、蓄電池については含めることで、この揚水発電、蓄電池の部分についてはほかの発電所で薄く広く負担していただくということになりますけれども、こういうことにしてはどうかと考えております。

ステップ2については、揚水発電がkW課金だけをするということでありますので、kWのところは揚水発電、蓄電池を含めて、かつ揚水発電、蓄電池御自身で負担いただいて、kWhのところは含めないということで、周りのほかの発電所で薄く広く負担いただくとい

うことにしてはどうかと考えております。

17ページは、既認定FIT/FIPと他電源が混在する場合の課金の扱いということであります。まず、この話の大前提といたしまして、系統側への逆潮が10kW未満の電源につきましては発電側課金の課金対象外ということですので、新しい太陽光、古い太陽光が混ざっていても10kW未満であれば発電側課金の課金対象外ですと。問題は、系統側への逆潮が10kW以上の電源で一部が既認定FIT/FIPで、ほかのものはFITではないみたいなものだったときにどうするかということですが、これも発電設備容量ベースで按分をして課金ということにしてはどうかと考えております。

最後は、既認定FIT/FIPについては基本的には発電側課金の対象外なんですけれども、調達期間が終わりましたら発電側課金の対象になりますので、発電事業者における予見性を確保する観点から、事前に課金することについて通知することが必要ではないかと。具体的な方法については今後詰めていきますけれども、そういうことをしていくということにしていきたいと思っております。

少し細かい論点が多いんですけれども、説明は以上になります。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御発言等ありましたら、チャット欄で お知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 草薙です。事務局案に異存はございませんので、一言コメントということで、今映っているスライドにつきまして一言申し述べます。

このページだけ見ておりますと、課金開始の通知というのは、課金しない電源への毎月の通知が不要であるということから、あまりに前もっての通知ということは考えにくいという論理になりそうなんですけれども、これはあくまでも予告通知ということで、前もって行うということが制度的に矛盾するということではないだろうと。課金をいつ開始することになっていますよという前もっての通知ということでございますので。いつこういった通知が一番効果的かというのは事業者の肌感覚ということもあろうかと思います。今後詰めていくというお言葉の中にそういったことも入っているのかなと思いますが、私が申し上げたいこととしては、ぎりぎりまで通知しないということをよしとするよりも、適宜適切に、ただし積極的に、課金の開始通知ということを行っていただいたほうがよいのではないかというふうに思いました。

以上であります。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。——どうもありがとうございます。 それでは、事務局からコメントございますでしょうか。

- ○鍋島NW事業監視課長 草薙委員からの御意見を踏まえまして検討を進めていきたい と思います。
- ○武田座長 それでは、すみません、私が見落としておりました。申し訳ありません。 増川オブザーバー。

○増川オブザーバー 太陽光発電協会の増川です。今の草薙委員からのコメントに関連するんですけど、19ページで、実際に課金が始まる前にこういった情報を提供いただくというのは大変ありがたく、必要なことだと思います。これに加えて、FITから買取り期間終了する再エネ電源につきましては、20年の買取り期間終了後に発電を継続するかどうかと。私どもはぜひ継続して長期安定稼働に協力していただきたいと事業者の方々にはお願いしているんですけれども、それよりも先立つこと、例えば1年とか2年とか3年とか、もっと前かもしれませんけれども、実際に継続するのか、そのためにはこういった投資が必要になるとかリパワリングが必要になるとかという将来計画が必要になると思います。ですので、こういった情報が実際に買取り期間終了後に幾らぐらいの課金レベルになるかというのは、事業者は知る必要があると思いますので、そういう問い合わせには何らか開示いただくようなことができれば、割引がいつになるかみたいな、そうしていただければありがたいというふうに思っております。

2つコメントあるんですけれども、もう一つはこれと関連するんですけれども、2024年度に発電課金導入されると認識しておりますけれども、その前に具体的な課金の単価あるいはその割引への適用について検討されて、開示あるいは公開されると思うんですけれども、そのタイミングをできるだけ早くお願いしたいということでございます。

なぜかと申しますと、太陽光発電についてはコーポレートPPAといったFITでもFIPでもない案件が増えつつあり、将来はこういったFITでもFIPでもない太陽光の電源が主流になっていくというふうに考えております。こういったFITでもFIPでもない電源、太陽光というのは課金対象となって、しかも調整措置等も実施されないということになるわけですけれども、特にkW単価についてはほかの電源に比べて相対的に負担が大きいとか、また優良市場でも回収が難しいといったことで、事業採算性に対して発電課

金のインパクトは決して小さくないなというふうに認識しております。ですので、今検討するのは大変だと思いますけれども、2024年の導入のできるだけ前に、事業者がこう言っているぐらいのレベルになるかということを知る必要があると思いますので、できるだけ早く開示していただければというふうに思います。これが2点目です。

3点目は、今回いろいろなケース、今までも課金する場合にどうするかという詳細の議論されてきたわけですけれども、例えば再エネに併設される蓄電池というのも増えてくると思います。昨年、大量導入小委員会等でも、従来の再エネ併設の場合は系統から充電するというのは難しいとかという話もあったんですけれども、それも認めようじゃないかという議論もありまして、そういう再エネ併設の蓄電池に系統から充電されたり、あるいは再エネから充電されたりということが起こってくると思います。その場合にどういうふうに課金するのが合理的か、公平かというのを少し、場合によってはそういう検討も必要になるかと思いますので、ぜひとも今後もよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、一言お願いします。
- ○鍋島NW事業監視課長 増川オブザーバーから大変貴重な意見を頂きました。発電側 課金の詳細設計については、今日で全部終わったというよりは、まだほかにも論点が幾つ かありますので、御指摘も踏まえて検討していきたいと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、本日の論点につきましては御異論なかったと思いますので、事務局案のとおり進めるということにしたいと思います。事務局におかれましては、この方針で対応を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして、議題3「一般送配電事業者による調整力等の調達結果及び需給 調整市場について」に関しまして、引き続き鍋島課長から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 続きまして、資料5について御説明いたします。「一般送配電事業者による調整力等の調達結果及び需給調整市場について」ということであります。 幾つか内容がありまして、最初は23年度向けの調整力の公募調達結果で、その次が北海道の電圧調整機能の公募調達、3つ目が需給調整市場関係です。

まず最初に、23年度向け調整力公募調達結果について御報告いたします。公募期間は

2022年9月1日から10月31日でありまして、落札者が昨年の12月9日に決まったというものであります。 I-a、I-b、I 、I-a、I-b、I といろいろありますけれども、これらについて公募をしたというものであります。

4ページ以下で順に御説明します。まず、電源I-a、I-bでございますが、合計の募集量は、左下の表にありますけれども1,068万kWということで、前回より若干下がっております。電源I-a、I-bとも旧一電、一般電気事業者の事業者が落札したということであります。平均kW単価は1万1,706円/kWで、前回より約100円の上昇であります。他方、量が若干減ったということもありまして、調達額の合計は前回よりも20億円下がって1,252億円でありました。

5ページがエリアごとの調達結果であります。電源 I - a について申し上げますと、最高価格は北海道でありました。平均価格も北海道が一番高くなっております。次に高いのは、平均価格で申し上げますと沖縄、そして北陸という順になっております。一番安いのは中部ということであります。

6ページですけれども、応札者の電源 I 応札の考え方ということで各社から聴取したところでは、まず各社の考え方として、kWh単価が高い、要するに燃料代が高いということで、利用頻度が低いと見込まれる電源から主に応札しておりますと。kW価格の設定の考え方は、固定費に事業報酬相当額を乗せて算定しましたというものであります。

7ページは必要量の話ですので省略しまして、8ページです。次に、電源 I の調達結果です。電源 I については、九州エリアにおいて必要量未達となっておりまして、再募集が行われております。ということで、九州を除くエリアの調達結果につきまして平均単価を申し上げると、4,104円でありまして、前回と比して98円/kW高値でした。電源 I に比べますと低いということであります。電源とD R に分けますと、電源の平均単価は4,030円、D R の平均は4,143円ということでありまして、こういう状況でありますが、安定した値段になっております。

9ページは調達結果ですけれども、先ほど申し上げたとおり九州は必要量未達のため、 詳細は未公表になっております。

10ページですけれども、電源とDRの構成比ですが、電源が34%、DRが67%ということで、DRが徐々に上がってきております。蓄電池につきましても今回は全体の0.43%となりまして、前回の0.02%に比べると増加をしております。

次の11ページがこの結果でありまして、先ほどの蓄電池で申し上げますと、中部は全体

の1.2%ということになりました。蓄電池があるのは東京、関西、中国となっております。 12ページですが、広域調達ですけれども、これは約10%、38万kWが電源調達 I で広域 調達となっております。これは入札の結果によるものということでありますけれども、前回と比べれば若干減少しております。

13ページですが、応札者の電源1 への応札の考え方ということで、電源については先ほどと同じような話ですけれども、DRにつきましては需要家との協議によって合意に至った契約に基づいて応札対象を選定し、かつDRについては前年までの落札金額等を参考に算定しましたという話を頂いております。

14ページは簡易指令システムの関係でございますが、これは順々に対応力を増やしていっているということであります。

15ページ、16ページは過去の資料になりますので省略させていただきます。

17ページ、電源Ⅱの調達結果ですけれども、量が若干減っておりますけれども、1.3億kWが電源Ⅱというふうになっております。旧一電以外の電源につきましては、前回同様7件、98万kWということになりました。

続きまして、19ページ以下ですけれども、北海道エリアにおける電圧調整機能の公募調 達についてです。

20ページですけれども、北海道エリアで電圧調整電源が必要だということで、事後確認 の結果を報告いたします。

21ページは電圧調整機能についてということですけれども、発電所からずっと電気を送っていきますと電圧が下がっていきますので、それを持ち上げる必要があるということであります。

22ページですけれども、応札件数、落札件数ともに1件ということになっております。 23ページですけれども、応札価格の適切性については事務局において確認し、固定費の 費用項目等の考え方は合理的であったと考えております。

24ページですけれども、23年度の事後確認はこれでしたということでありますけれども、 北海道エリアの電圧調整機能の公募の応札案件は25年度までの調達ということでありまし て、24年度向け、25年度向けの公募も今後行われます。先ほど申し上げたとおり、これは それぞれ1件しか応札がないということでありまして、公募をする際に、公募というより は随意契約を認めてはどうかと事務局では考えております。

ただ、こうした随意契約をするに当たっては、コストの適切性、透明性の観点から、監

視等委員会において契約価格及び相対交渉の内容等について厳正な事後監視を行うという こととセットの上で認めるというふうにしたらどうかと考えております。

その次のページ以降は過去の資料の再掲になりますので、説明は割愛いたします。

30ページ以降で需給調整市場について御説明いたします。

31ページは需給調整市場についてということですけれども、24年度に掛けて5つの商品を取り扱うということになっております。

32ページですけれども、三次調整力①の取引状況でありますが、約定量が不十分である という状態が続いてきております。ということでいろいろな検討が進められておりまして、 取引スケジュールの見直しに関する検討が資源エネルギー庁において進んでおります。

33ページ、34ページはそれに関する資料です。

35ページですけれども、三次調整力②につきまして、これは昨年の制度設計専門会合などで議論し制度の改善を図ってきてはおりますけれども、価格については御覧いただいているような状況になります。

36ページは11月の会合で議論した内容になります。

37ページも同様であります。

38ページですが、これは制度見直しによる影響ということで、毎年計算しているものですけれども、三次調整力②の調達費用につきまして試算したものです。2022年1月から12月、TSOエリアごとにどういう金額になるかということを各発電事業者の試算なども踏まえて計算したものがこの表になります。①の制度見直し前は、ほぼ昨年実績になります。制度見直し後は、制度が変わったらこうなるであろうという一定の仮定を置いて算出したものでありますけれども、特に中部エリアにおいて大きく下がっておりまして、結果的には、制度見直しによって269億円ほど費用が下がるのではないかと考えられます。一部増えている事業者もあるんですけれども、これは例えばほかのエリアの事業者の札入れ価格が影響してくるとか、あるいは制度見直しによって卸電力市場価格の予想値を少し引き下げることになると。従前はむしろ高く設定していた事業者もありまして、そういうところについては数値の見直しによってむしろ増えるのもございますが、全体においては下がるという傾向にあります。

ただ1点留意点としましては、ガイドラインの見直し自体は現在手続中でございまして、 上の制度見直し後ということでありますけれども、1月から12月の間にガイドラインはま だ見直されてないということですので、昨年12月までの費用が下がるというわけではなく て、これはあくまで仮定を置いた試算であるということについて申し添えます。

今後の需給調整市場に関する検討ということで、引き続き、電力・ガス取引監視等委員 会としましては合理的な行動で価格の入札を行っていくか監視をしてまいります。

なお、2つ目のポツですけれども、一部の発電事業者からは、需給調整市場に応札するインセンティブが低過ぎるのではないかという指摘も受けておりまして、見直しの是非も含めて検討ということもあり得るのではないかと思いますけれども、この点については御意見を頂ければと思います。指摘を受けているのは、一定割合というのはインセンティブ部分でありまして、もう少し高くあってもいいのではないかと。特に電源Iの平均稼働率過去5%というのは、今の時代においては、電源値はもう少し稼働しているんではないかというような御指摘を頂いているところです。

40ページ、41ページは関連資料ですので説明は割愛します。

事務局からの説明は以上です。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御発言の希望がありましたら、チャット欄でお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。 それでは、岩船委員、お願いいたします。

○岩船委員 御説明ありがとうございました。需給調整の調達においては非常にDR、 しかも自家発だけではなくて需要の調整、需要の削減部分もかなり役割として大きくなっ ているということは頼もしい結果だなと思って拝見しておりました。

地域によってかなり自家発が多いところ、北海道なんか多いなとかいうのもエリアごとに整理していただいたので分かりやすいなと思いました。こういうものを見つつDR事業者さんがもっとDR活躍できるように、もっと需要家さんを集めるですとかそういうところにつながっていけばいいなと思いました。ありがとうございました。

その次の電圧調整への公募調達に関しては、私は、1件しかないですし、これは随意契約にしてきちんと事後監視するという事務局の方針に賛同したいと思いました。

最後の三次調整力②のところで、最後のページの39ページですかね、今後の需給調整市場に関する検討というところで、ここは質問なんですけれども、インセンティブが低過ぎるので一定割合部分の電源の稼働率を反映すべきではないかという話なんですけど、今電源Iの平均稼働率5%が一定額に見込まれているわけですけれども、これはそのまま三次調整力の実際の稼働率20%というのと連動して考えていいものなのかというのが分からな

かったので、そこだけ教えていただければと思いました。

○武田座長 ありがとうございます。

以上です。ありがとうございました。

それでは、続きまして松村委員、お願いいたします。

○松村委員 発言します。私も最後のスライド39に関連しているのではないかと思います。インセンティブが小さ過ぎるので ΔkW市場に参加する誘引を高める改革もしなければいけないかもしれないとの事務局の問題意識は理解しました。検討がこの後進むことを期待しています。

一方で別の文脈で、逆にインセンティブが強過ぎる側面はないのかという点も同時に検 討していただきたい。そして順番を間違えないようにしていただきたい。三次調整力①の 応札がなぜこんなに少ないのかの理由として、三次調整力②で十分稼げるのに、三次調整 力①と同じ規律が適用されていて十分稼げるのに、三次調整力①にわざわざ出す、1週間 前に出すインセンティブがない。そういう意見も出ていたと思います。これは相当深刻に 監視等委員会も受け止めていただきたい。つまり、それは逆に言えば三次調整力②の規律 が緩過ぎることも示唆している。現状の三次調整力①との三次調整力②では構造が大きく 違います。三次調整力①の場合には、スポット市場に出す前に出すことになり、しかも1 週間も予約されることになる。その後、仮に何かのトラブル等でスポット市場の価格が急 騰すれば、そこで大もうけできたかもしれない機会を失う意味では、確かに機会費用が発 生している。その分、スポット市場に出していたとすれば、回収できたはずの固定費が回 収できない制度設計は望ましくないし、そもそも機能しないことは十分分かる。しかし三 次調整力②は、本来はスポットでの売れ残りが市場に出てくるので、三次調整力①とは規 律が違って当然。織り込める機会費用だとかは違って当然だと思います。本来は、現状で は機会費用といわれているのだけれども、実際には実コストであるようなものは入れられ るべきだと思いますが、三次調整力②のところでそもそも機会費用が入っているのは相当 おかしいということも相当深刻に受け止めて、そちらも同時に改革していただきたい。事 業者の言い分だけ聞いて、インセンティブが足りないからインセンティブを上げようとい うだけじゃなくて、インセンティブの構造が歪んでいないか。三次調整力①と三次調整力 ②は、全然タイミングが違うのにもかかわらず規律が同じ構造でいいのかということは、 もう一度よく検討し、現状で三次調整力②に出せばいいということで、三次調整力①が出 てきていないことを深刻に受け止めていただきたい。

次に、三次調整力②は本来スポット市場が終わった後なので、スポットに出てきた電源で調整力を備えているものは本来すべからく出てくるのが基本だと思います。その場合には、持ち替えのコストだとかが発生していれば、札入れの価格が変わるのはあり得るのかもしれないのだけれども、売れ残った部分の供給力で、そのわずかな時間差で停止せざるを得ない起動特性のある非常に例外的な電源を除けば、スポット市場で出てきたものが全て出てきて当然だと思います。ところが現状は全くそうなっていない。これは売り惜しみに対する監視が緩過ぎるのではないか。

こういうようなこと、本来ここで言われているのは供給する側に有利なほうの見直ですが、そうでないほうの見直しをおろそかにして、これだけ見直せば、ただでさえ高い調整カコストをさらに押し上げることになりかねない。順番は間違えないように、やるべき改革をする一環として今回提案されたことも考えることはいいと思いますが、他の肝心なことをおろそかにしたままで、これだけやるのは弊害が大きいと思います。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、草薙委員、お願いします。

○草薙委員 ありがとうございます。別の観点から1点コメントさせていただきたいんですけれども、資料5の14ページと15ページです。

まず14ページのところで、簡易指令システムの工事の申込みの現在の対応状況ということが示されており、新規の受付可能枠は20件程度、エリア拡大の受付可能枠は60件程度ということで進めておられます。かつて制度設計専門会合でもこの議論をしたことがあると思いますけれども、簡易指令システムを増強いただく方向そのものは評価しつつも、もう少し余裕を持って上限に達することがないようにしておくべきなのではないかというような議論があったかと思います。コストとの見合いでこれらの枠が決められているということかと思うのですけれども、第6サイクルは上限を超えるか微妙なところになっていたのではないかと思います。今後もこういったことが生じないのかということは、点検していただいたほうがよいのではないかと思います。ぎりぎりのコスト面での判断をされているというようなことかと思いますけれども、15ページを見ますと、一番最後のところで簡易指令システムの工事施工件数の上限の増加で20件を80件とありますけれども、こちらのほうで恐らく新規受付可能枠の20件のところがこのように80件に上がってきているというこ

とだと思います。けれども、もう一つのエリア拡大受付可能枠というところは60件程度ということで、第6サイクルは59件とか、いろいろと数字が大きくなってきていますけれども、申込み件数で、第6サイクルは旧一電が7件、旧一電以外が59件、合計66件というようなことであります。

こういったところに本当にちゃんと対応できるという状況なのかというのは、私のほうはよく分かっていないことでございまして、もし可能であれば、このリード文に書いてあるとおり、受付した事業者全てに対応している状況であって、今後も大丈夫という認識でいらっしゃるかどうかというのはお聞きしてみたいところでございます。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、増川オブザーバー、お願いいたします。

○増川オブザーバー 太陽光発電協会の増川でございます。私のほうからは、今回の論 点から少しずれるかもしれませんし、また電力・ガス取引監視等委員会様で議論すべき内 容ではないかもしれませんけれども、1点お話ししたいことがございます。

それは変動性再エネのインバーター等を活用した調整力、あるいは電圧の調整機能でございますけれども、今私ども、海外でどのような活用があるかというのをいろいろ調べておるわけですけれども、その中で分かったことは、今回の2番目の北海道エリアにおける電圧調整機能の公募とありますけど、電圧調整機能に関しては変動性再エネ、インバーターを活用していろいろやっている事例があるということが分かっておりますので、実際にそれを使うにしても、検証したり実際に通信どうするのかとか課題はたくさんあろうかと思いますけれども、インバーター、太陽光でも、夜間でも無効電力であれば出せるということも技術的には可能ですので、そういう面も含めて将来的には再エネからも調達するようなこともぜひ御検討いただいて、全体のコストを下げられるようになればいいなと思いましたので、ちょっと発言させていただきました。

私からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、白銀オブザーバー、お願いいたします。

○白銀オブザーバー 白銀でございます。先ほどコメントいただきました草薙委員から の視点に関しまして、簡易指令システムに関しまして、私の記憶では、たしか先般、この 簡易指令システムの工事がネックになったというタイミングで一般送配電事業者側から申し上げたのが、この実際の工事の実績を踏まえて毎年簡易指令システムの申込みをされる計画について、各事業者の皆様にアンケートをとって、その結果を踏まえて増強を検討する必要がないかというのを専門会合の場で毎年御確認させていただきたいというふうにお伝えしたかと思っております。

今までの実績、今回お示ししていただいた実績を踏まえて、恐らくハードルごとにその アンケートの結果と判断の状況をお示しすることになるのではないかと考えております。 これが1点目です。

あともう一点、コメントでございます。今回の事務局の資料の中で今の状況を整理いただいたことは、大変ありがたいと思います。特に需給調整市場につきましては、三次調整力の課題解消に向けた検討事項を取りまとめていただいたということ、本当に感謝いたします。三次調整力①の調達に関しましては、取引量未達が多く生じているということ、そして約定単価が高い傾向にあるという点について、安定供給の面及び収支への影響や託送料金への影響というような面から非常に重要な課題と認識しております。

現在、国や広域機関においてガイドラインや取引スケジュール等の見直しの検討が進められていると認識しておりますけれども、2024年度に向けて課題の要因分析や対応策について一般送配電事業者としても検討にぜひ協力してまいりたいと思っております。

また、三次調整力②の調達に関しましても、同様にガイドラインの見直し、影響額に今回試算等されておりますけれども、一般送配電事業者としては整理いただいた起動費等の精算の仕組みや再エネ予測誤差、提言の取組などを進めることで、他の委員会ではありますが、FIT交付金にて負担いただく制度全体として整合的な枠組みの整備についてもしっかりと協力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。——どうもありがとうございました。 それでは、事務局からコメントいただければと思います。

○鍋島NW事業監視課長 御議論ありがとうございました。岩船委員、松村委員から御 指摘のありました39ページにつきましては、事務局としてもまだ具体的にインセンティブ をどう変えるべきというところまで提案ができておりません。本日の御指摘も踏まえて、 より幅広く、むしろ過大な見積りだとかそういうところもあるのではないか、あるいは三 次①との関係もあるのではないか、そういう幅広い観点をチェックしていく中で、こうした点についても今後詰めて御提案するかどうかを考えていきたいと考えております。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございました。

今後の検討課題も含めて活発に御議論いただき、どうもありがとうございました。事務 局案につきましては、大きな御異論なかったというふうに思いますので、このとおり進め させていただきます。事務局は、この方針で対応を進めていただきますようお願いいたし ます。

それでは、続きまして、議題4となります。「2026年度向けブラックスタート機能公募 調達結果の事後確認等について」に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

- ○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料6について御説明いたします。ブラックスタート機能公募調達結果の事後確認等についてです。
- 3ページですけれども、まずブラックスタート機能公募につきましては、昨年の6月の 専門会合においてとりあえず結果の御報告を行ったところですけれども、内容の精査とい うことが必ずしもできていなかったので、少し時間が空いてしまいましたけれども事後確 認結果を御報告いたします。

4ページは22年6月の制度設計専門会合の資料です。

過去の資料が続いておりますので割愛いたしますが、7ページ目を御覧いただきますと スケジュールがこのようになっておりまして、22年度で容量市場のメインオークションが 26年度向けのものがなされるのと同じような形で、ブラックスタート電源の機能公募も26 年度向けのものが行われているということであります。調整力公募は調整力公募で来年度 向けのものが行われているというものであります。

8ページですけれども、ブラックスタート電源の公募の落札案件の入札価格の考え方について確認をいたしました。落札案件は42件ありまして、入札価格の考え方を聴取したところ、下の囲みのところにある入札価格の考え方①に沿って算定されているものが20件、②に沿って算定されているものが22件ということであります。①のものについては固定費の回収がまだ終わっていないもの、②については償却が既に終わっているものということでありまして、電気の価値とかそういうものだけでいうとかなり低いコストというふうになってしまいます。

9ページが各エリア①と②の案件数について記載したものであります。先ほど申し上げ

たとおり、②のほうが固定費の償却は終わっているものでありますけれども、一般的には 例えば北海道のように②が多いところのほうが落札価格は安くなるという傾向がございますが、東北地域のように入札の考え方がここの※の4で書いてありますけれども、ややほかと違うところについては、①の考え方であっても安いというものになっております。結果として平均単価が北海道の41円/kWから、関西の8,158円/kWとか、九州の8,274円/kW ということで200倍の差が付くということになっております。

一番下に最低限コストというものがありまして、これだけを取ると各社、多くても 1,000万単位、北陸だけ1億円となっておりますが、そういう数字になっております。

10ページですけれども、ブラックスタート公募落札案件の入札価格の考え方の評価ということで、考え方①の20件についていろいろ質問いたしました。確認の結果、固定費相当額は各案件とも実績等を基に見積もられていたということでありますけれども、事務局におきまして少し気になったことがありまして、期待利潤の聴取結果におきまして、卸市場収入をゼロとした案件があったということであります。ここについて松村委員からの御指摘も頂いたので確認すると、この会社については、実は前回も前々回もゼロにしていたと。全ての事業者がそうというわけではないんですが、ある事業者についてはそうであったということを確認した次第であります。

続きまして11ページですけれども、入札価格の考え方②の落札案件でありますけれども、 これは22件につきまして確認をしまして、それぞれここに掲げられているような費用が入 っていることを確認しました。一般的には入札価格①の応札電源と比べると小さいという ようなことでありました。

なお、入札価格①に沿って入札をした20案件についても、ブラックスタート特有の機能 維持に必要なコストについて聴取をしております。これが先ほどお示しした図の一番下の 欄のものになります。

14ページですけれども、事務局の評価でありますけれども、基本的には過去の制度設計専門会合において整理された入札価格の考え方におおむね基づいたものであったと考えておりますけれども、先ほどの期待利潤の計上について一部確認が必要な事項もあると思っておりますが、これについては御指摘を頂いた上で更に説明を求めたいと思っております。

15ページですけれども、北海道エリアの24年度から26年度向けのブラックスタート機能の調達についてというものです。

16ページですが、北海道エリアのブラックスタート機能の公募については、24年度、25

年度向けの公募について調達未達が発生しております。26年度向け公募についても同様に 調達未達となっておりまして、調達未達となっている系統については、久保内(くぼない)、然別(しかりべつ)第一、えりもといった系統になっております。

17ページですけれども、それぞれ北海道におきましては供給信頼度がもともとあまり保 つのが大変だということで、ブラックスタート電源を置くことで信頼度を保つというよう なことがございまして、ここに掲げられている3系統につきましてブラックスタート電源 があったほうがよいということになっております。

18ページですけれども、資料のようなことでありまして、北海道のこの3つの系統につきましてブラックスタート機能を有する電源が1か所のみであると。また、期間的に新規参入を見込むことも困難だと思われますので、随意契約を認めた上で監視等委員会において厳正な事後監視を行うということとしてはどうかと考えております。

21ページでありますけれども、ブラックスタート機能の公募に関し、1.2.は先ほど申し上げたものでありまして、3つ目につきましては先ほど申し上げたとおり相対交渉、随意契約を認めた上で内容につきまして厳正な事後監視を行うということにしてはどうかと考えております。

22ページと23ページにつきまして、前回、ブラックスタート機能公募につきまして東京電力PGに対する辞退の書面が提出されたことに関して、いろいろと御議論いただきました。その際に複数年契約を結んではどうかというような御指摘もありましたので、事務局におきまして関係事業者、応札事業者の考え方を伺ったものであります。賛成の意見と懸念する意見がございまして、賛成する意見というのはもちろん設備の計画が立てやすくなるということであるんですが、懸念する声としましては、先々のいろいろな価格を見積もることの難しさとか、それが電力市場価格もそうですし固定費の上昇リスクもそうですけれども、そういうのが見込むのがなかなか難しいのではないかというような御指摘もございました。

あと、途中で故障してしまったときのリスクなどを指摘される方もいらっしゃったというところです。その他いろいろな御意見を頂いておりますけれども、今回こういう声がありました。中には、落札できなかったら除却してしまいたいんですけれどもみたいな、そういうことをおっしゃる方もいらっしゃるのですけれども、それがいいかどうかは別として、そんな意見もあったということで御報告いたします。

事務局からは以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御発言の希望がありましたら、チャット欄でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。オブザーバーの方も、御発言の希望がありましたら、あらかじめお知らせいただければと思います。

それでは、松村委員、お願いいたします。

○松村委員 松村です。発言します。まず、スライド10です。私は相当に深刻に受け止めています。卸市場収入を「0」としたところに関しての懸念がもともとの出発点ですが、これは氷山の一角で、実態はもっとひどいのではと、とても懸念しています。スライド14では、「一部確認が必要な事項については~再計算を求めることとしたい。」となっているので、この整理は妥当だと思います。まず期待利潤が「0」になっている事業者の説明が、恐らく事務局も感じていると思うのですが、私の印象では二転三転して、しかもだんだんひどくなる、だんだん非論理的になる。相当にひどいという印象を受けています。精査しないといろいろなところに影響が大きいのではないか。

電気にも燃料にも本来色が付いていないのにもかかわらず、勝手にコストの高いところと変にひもづけて、わざとここのコストを上げて、その結果として期待利潤を人為的に非常に不自然な形で下げていないかという点について相当に懸念を持っていて、したがって、「0」としたところは全く問題外だとしても、「0」としたところで問題になったのど同種の問題が、ひょっとしたら正で出しているところでも、何か相当に人為的なことをしていないかを相当に懸念しています。この1件だけを精査するのではなく、本当にこれで適正だったのかは、1のカテゴリーになっているものは、念のために全部調べていただくことを強く希望します。

さらに、相対契約収入ですけど、相対契約収入で、例えば売り先が自社だったとして、その自社からの収入をすごく小さくしてやる、人為的に小さくすれば、「0」という露骨なことはないとは思いますが、コンペンセーションを上げられる。事実上競争がないところだとすると、その分全部つけ回しできる構造になっているので、相対契約だから、織り込んでいるから大丈夫じゃなくて、それもちゃんと見ていただきたい。つまり、相対契約が長期の相対契約だったとするならば、それがこのブラックスタート公募に先立って出されているなら、そもそもこれはブラックスタート電源公募に落選しようが落選しまいが電源はそのまま維持して契約したところに電気を送る立てつけになってはずで、もしそうだとすれば、論理的にカテゴリー2にならないとおかしい。つまりブラックスタートあろう

となかろうと維持する電源でないと、本当はつじつま合わない。そうでないという例外的なケースの場合には、相対契約収入は本当に適切に見積もられているのかをきちんと見ていただきたい。

一方で需給調整市場の収入を「0」とした案件に関しては、将来のことがあまりにも見 通せないとすると、やむを得ない面もあるのかもしれない。でも、その場合には当然卸収 入の価格だとかが十分織り込まれていること、ストラテジックにやっているのではないこ とも十分見ていただきたい。

どうしてこんなことをしつこく言っているのかというと、ブラックスタートであれば一件一件ある意味でマルチプライスになっているわけだし、影響は相対的に小さいのかもしれない。とても心配になっているのは、こんなおかしな説明を安直に受入れるということは、容量市場のところの期待利潤の計算が本当に合理的にされていたのかどうかということすら心配にさせる。この委員会の議論を聞いている人たちを心配させるのではないか。

そのときに限界費用のひもづけが、ここまで変なひもづけをする事業者がブラックスタートではいたということは、ひょっとして容量市場のところでも価格を決めるようなマージナルなところの電源でそんなこと本当にされていなかったのか、ということすら心配になる。いろいろな意味で影響は大きいので、ここについてはもう一度、本当に合理的な説明かどうかを精査していただければと思いました。

次に、最後の複数年契約に関して。私が余計なことを言ったからこのような議論が出てきたのだと思います。私はその際の発言がかなり誤解されていると心配しています。私は、複数年で契約することも選択肢として考えるべしと言った。具体的には、事業者からプロポーザルで、単年契約で入札するとこの価格しか出せないが、複数年コミットしてくれれば1年当たりでより低い価格で出せるというようなプロポーザルが積極的に出せるようにしてほしいということ。逆に複数年契約だと高い価格、リスクを織り込むから、高い価格を付けざるを得ない状況でも無理やり複数年にせよという提案をしたつもりではありませんでした。個別性がすごく高いので、一律複数年あるいは単年にするのではなく、事業者からの具体的な提案、長期にするともっと安く出せるというような提案を積極的に受け入れることは可能ではないかと言ったつもりでした。

したがって、複数年契約に反対、むしろ単年でやってほしいという意見も当然あり得る ことを前提とした話なので、反対という意見があるから一切入れないとか、逆に賛成とい う意見がこれだけあったので全部無理やり複数年するとかという検討ではなく、そのよう なある種の提案を検討する方向で考えていく余地はないのかをもう一度考えていただければと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。——どうもありがとうございました。 それでは、事務局からコメントございますでしょうか。

○鍋島NW事業監視課長 松村委員から御指摘の卸市場収入が「0」というのも、事務 局もなぜそうなのかと、この瞬間説明できないといいますか、365日24時間のうち一回も 売れる瞬間はない電源というのもなかなか考えにくいような気もしますけれども、精査を して、あと松村委員から指摘のあったように、ほかの案件も含めて精査をしていきたいと 思います。

それから複数年のところについては、御指摘いただいた観点も踏まえて今後も考えていきたいと思います。今回の事業者の回答も見ていると、絶対どちらかだというほどの強いものでもなく、それぞれ状況に応じて考えるということではないかと思いますので、もう少し検討を深めていきたいと思います。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、本件につきましては特に大きな御異論はなかったと思いますので、事務局案のとおり進めることといたします。事務局におかれましては、この方針で対応を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、最後となりましょうか、議題 5、「2022年度冬季追加供給力公募(kW公募) の精算時の課題について」に関しまして、事務局から説明をお願いできればと思います。 よろしくお願いします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料7について御説明いたします。

冬季のkW公募につきましてこれまで何度も御議論を頂いているところですけれども、本 日は、調達契約につきまして各所から指摘があったということで議論いただければと思い ます。

3ページ目ですけれども、追加kW公募の精算に関してですけれども、公募については Pivotal Supplierの価格規律というものがございまして、4つ目のポツですけれども、過去3回のkW公募の入札結果につきましては、Pivotal Supplierの入札価格の適切性について議論いただきまして、そのうち燃料費については、入札時点では不確定要素であるので

燃料の変動リスクを含めることを認めてきたということであります。

今回、あるPivotal Supplierである応札事業者の方から、燃料費の上振れリスクについては事後精算されないと認識していたということで、費用の回収漏れを防ぐ観点から燃料の変動リスクを算入していたんだけれども、2022年度の冬季のkW公募において、この事業者の応札時の単価と運用時の燃料調達単価が大きく乖離することが見込まれることになっており、応札時の単価をそのまま使って精算を行うということについて、この事業者からもそうですし、ほかの事業者からもいろいろと事務局に相談がありましたので、この点について委員の皆様に御相談をいたします。

4ページは価格規律を作ったときのスライドであります。

5ページはPivotal Supplierの位置付けについての説明です。

6、7、8は省略をさせていただきまして、9ページですけれども、各方面から相談をいただいているのは公募要綱の読み方でありまして、公募要綱にどういうことが書いてあるかということについて御説明します。応札方法のところの2行目ですけれども、契約者は「実際に要した費用について、内訳とともに属地TSOに提示していただき、入札時における容量価格の算定との乖離が生じた場合には、実際に要した費用にもとづく精算について協議を行なうものといたします。」このように書いております。一方の当事者においては、ここでいう「実際に要した費用」というのは量が変わったとかそういうものであって、単価の違いというのは協議対象ではないというふうに思っていらっしゃるということであります。

より詳しく状況を御説明しますと、次のページで、電取委のほうに2つの当事者から見解を求められておりまして、単価の変動は協議対象に含まれないという立場からの御主張は、協議をするということをその文字どおり読んでしまうと、公募を実施した人側から協議をキックオフするようなこととなっているので、事実上、燃料費が安くなったときしか協議が行われないということになってしまって、一貫性がないというか一方的であると。公募の趣旨からすると、約定単価と異なる価格で契約するというのはちょっと考えにくいのではないかと。

それから、2022年の夏季kW公募の応札時に、単価補正を行わないことを監視委事務局に確認しましたとおっしゃっているんですが、この点については我々も当事者になってしまうので申し上げますと、そんな見解を示した記憶はございませんで、監視委事務局もそういう事後監視について事前にお墨付きを与えるような立場でもないのかなと思っておりま

して、審議会にこうやって毎回議論のための分析を提供する立場ですので、この指摘はや や当惑しておりますということであります。

それから、2022年の夏季のkW公募においてはそうした単価補正は求められなかったんですと、特に文言も変わってないので同じではないでしょうかという御指摘を頂いております。

次のページで、更に行きますと、リスクリターンの考え方からは、もし仮に実績精算というのであれば、この事業者としては、この立場からは高値になったときはどうしてくれるんですかと。安くなったからといって協議を求められるのであったら、非常に高くなったときにも精算をしてくださいというのがルールメイクであるべきだと、こういう御主張です。

一方で、単価の変動は協議対象に含まれるという立場からの御主張は、燃料価格の上昇 リスクについては応札価格に反映されているけれども、下落したときのことについては特 段価格に反映されていないんじゃないかと考えているので、それは実費精算の対象ではな いでしょうかというのが協議対象に含まれるという立場からの主張です。

12ページのところですが、次のページですけれども、今、論点になっているのは、実際に要した費用のkW公募の精算が論点になっておりますけれども、文言だけを読みますと、燃料価格の変動値差で得た利益というのがあるのでしたら、稼働に要するコストというふうに断定することはちょっと適切とは言い切れないのではないかと。要するにkW公募の費用は、最後は託送回収されましてユーザーのほうにも転嫁されますので、利益のところについては交渉外ですと、稼働に要するコストは利益=コストですというのはかなり難しいところもあるのかなと思っております。

ということで、約定単価が高値であった案件が実際の契約単価より安値となったということであれば、安値となる理由を確認した上で、約定単価と異なる金額での契約を認めるということは許容されてもいいのではないかと考えておりまして、結論としまして、実際に要した費用に基づいたもの、つまり、実費そのものというんではないんですけど、実際に要した費用に基づいた精算協議ということを当事者に求めることとし、その結果について電力・ガス取引監視等委員会に報告をしていただくということにしてはどうかと考えております。

13ページは今後の課題ということでありますけれども、2つ目のポツですけれども、追加のkW公募におきまして、Pivotal Supplierの燃料費変動リスクの織り込み価格について

はいろいろ議論があったかと思います。

3つ目のポツですけれども、費用圧縮の観点から応札価格に燃料費変動リスクを織り込まない、事後的に精算するという仕組みであるとか、公募実施者との交渉により契約価格を決定することを認めて、燃料単価を実調達価格に近い価格で契約できるようにするとか、調達価格の乖離について、全部というのではないんですけれども、一定額精算するなどの工夫の余地がないかというような検討を進めることもあり得るのではないかと考えております。

いずれにしても、公募要綱は、可能な限り解釈に余地が出ないような記載を求めるというのが原則論ではないかとは思います。ということであります。

ということで、あとは参考資料となります。

事務局からの説明は以上となります。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問でありますとか御発言がありましたら チャット欄でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。事務局におかれましては、丁寧な御説明と状況の 整理をどうもありがとうございました。

今回の件に関しまして、事務局の御整理、御方針などに異存はございません。スライド 9にまとめていただきましたとおり、要綱の規定の仕方からしますと、実際に要した費用 について容量価格の算定との乖離が生じた場合には、精算について協議を行うとあります ので、特に解釈について特約はなかったというようにお見受けしていますので、事前に定 められたこの枠組みのとおり精算について協議することが適当ではないかと思います。

発電事業者側としては、契約当事者間の公平なリスク負担という趣旨から、字義どおりではなく、ある種限定解釈すべきというお立場なのかもしれないと思いますが、一般論としてそのような解釈論も取り得ないわけではないと思いますけれども、事後的にこのようなことを持ち出し始めて、そこでもってルールを設計するようなことになりかねませんし、また本件において、従来の経緯から、そのような限定解釈で運用されるということが発電事業者側において高度の信頼が形成されていたともいえないかなと思いますので、文言に即して、事務局提案どおり忠実に解釈すべきではないかと思いました。

他方でスライド13にも御示唆いただいておりますし、今回の発電事業者の御意見からも

示唆されていると思いますが、現行の要綱の仕組みが当事者間のリスクの取り方として公 平なものとなっているのか、燃料の調達断面での競争や調達コストの削減という観点から ベストな設計なのかという点に関しては、更なる検討が必要なようにも思いました。

こちら3つの案を示していただいておりますけれども、燃料コストの削減インセンティブを失わせないという観点からしますと、例えば③のように精算をするとしても、例えば一定額の利益は発電事業者側に残すなど、何らかその辺りの工夫をするような仕組みとすることが考えられるのではないかと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、松本オブザーバー、お願いいたします。

○松本オブザーバー 九州電力の松本でございます。供給力公募の精算についての課題 について、発電事業者の立場で発言いたします。

2022年度冬季kW公募について、スライド12の●の4つ目の下線部で、「実際に要した費用に基づいた精算協議を求めることとしたい。」とされております。一方で、このスライドの一番下の※のところ、小さいところですけれども、仮に「契約単価が高値となる場合は、他の応札案件との関係から単価を補正することは基本的に不適切であり、その扱いについては慎重な検討が必要」とされております。

今回の精算事案については、直接の当事者ではないので詳細については把握できかねますが、一発電事業者として申し上げるならば、燃料価格の精算がなされる場合は、公平性の観点から、燃料価格が安くなった場合のみならず高値となった場合も、すなわち両サイドで精算を行う仕組みとする必要があると考えます。

そのため、スライド13の「今後の課題」にも記載いただいておりますけれども、燃料価格の精算を行うには、例えば燃料費調整制度等も参考にしつつ、応札価格には至近の実績燃料価格など公募時点で指定された燃料価格での織り込みを行った上で、実際の燃料価格が応札への織り込み価格、燃料価格の一定額を超過する、あるいは下回る額については、高値となった場合でも安値となった場合でも事後的に両方とも精算を行うとするなど、リスクを片寄せすることなくフェアな負担となるような仕組みを御検討いただきたいというふうにお願い申し上げます。

また、燃料価格の精算に当たっては、実際の調達価格を使用する場合においては、価格の開示に当たっては燃料売買契約における売主との守秘義務にも御配慮いただきますとあ

りがたいと考えますので、申し添えておきます。

発言は以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、草薙委員、お願いします。

○草薙委員 ありがとうございます。私も事務局案に異論はございません。 1 点、13ページのところからコメントをいたします。

今後の課題として、3つ目のポツですけれども、費用圧縮等の観点から3つの選択肢があると。この2つ目の「Pivotal Supplierとなる事業者については公募実施者との交渉により契約価格を決定することを認め、燃料単価を実調達価格に近い価格で契約できるようにする」ということで、それから注釈もあるというところなんですけれども、この②でいく場合に、Pivotal Supplierがいるけれどもほかのリソースもあるというようなときに、随意契約を認めるけれども他社との競争をゆがめないという観点が重要だろうというふうに思います。それは燃料コスト削減インセンティブと合わせて公募要綱にはしっかりとそういう趣旨を盛り込んでいくということが大事ではないか。

いずれにせよ、こうした他のリソースとの競争をゆがめないという視点を入れていただきたいと思いましたので、コメントさせていただく次第であります。

以上であります。よろしくお願いします。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、松村委員、お願いいたします。

○松村委員 松村です。発言します。まず、スライド9の第6章3の(3)の文章については、私は、この文章が頭の中に今まで入っていませんでした。今までの発言はこれを完全に頭に入れた上でのものではありませんでした。きちんと全て読み込み、すべてを頭に入れたうえで発言すべきだったのに、至らなかったことをおわび申し上げます。

その上で、この契約文書があることからすると、今回の事務局の解釈は自然だと思いま すので、今回の事務局の判断は全て支持します。

さらに、松本オブザーバーが御指摘になった点ももっともだと思います。これは発電事業者を保護するというだけじゃなく、上へのリスクは全くカバーしてくれないのに、下がったときにだけ調整されるとすると、事業者としては応札できない、あるいは応札できるとしても相当に高い価格でないと応札できないことになって、消費者にとってもむしろ不

利益になりかねない。

双方向で、例えば精算が仮に必要だとすると、買手のほうから協議が出せるというだけではなく売手のほうからも協議ができるようにしないと、今後の契約としては問題が出てくるかもしれない。その点については検討する必要があると思います。

そのときに恐らく一番いいのは、燃調のような格好で調整する。つまり自社の調達価格ではなく、何か指標価格に基づいて精算するということだとすると、自社が指標価格よりも低く調達できたときの利益はそのまま得られる格好になるので、本当はそれが一番いい。しかしこの問題の性格からしてかなり難しい。例えば、この短い期間で全日本平均とかを参照価格にしてしまうと、長期契約も混じってしまうことになると、発電事業者のリスクを適切に反映しないことになる。仮にスポットだけ取ったとしても期間が短過ぎて対象となる調達が少な過ぎる結果として、自社の調達価格のウエートが高くなりすぎて、更には対象がその1件しかなく、実際の調達価格を使っているのと変わらなくなるかもしれない。自社の調達価格で考えざるを得ないとすると、安く調達するインセンティブを維持するために、一定の割合は補てんするけれども一定の割合はリスクを取る格好になるのだろうと思います。

9割は補てんするけれども1割の部分は事業者に残したとかという仕組みは、他の文脈でも既に採られているあるいは検討されていると思いますので、同じような考え方はできると思います。今後のために、そのようなことも検討する必要があるかと思いました。 以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。——どうもありがとうございます。 それでは、事務局からコメントいただければと思います。

○鍋島NW事業監視課長 質問のようなものはなかったように思いますけれども、今後につきましては、ただいまの御指摘を踏まえまして、事務局でも更に検討したいと思います。

○武田座長 どうもありがとうございます。本件につきましては異論はございませんで したので、事務局案のとおり進めたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日予定していました議事は以上でございますので、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○田中総務課長 本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、

御確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、第81回制度設計専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——